

社会福祉法人 仁愛会 行動計画

職員が仕事と子育てを安心して両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮しやすい職場を目指すため、当法人の行動計画を次のように策定する。

1 行動期間

令和8年1月1日から令和13年9月30日

2 内 容

目 標 1

男性職員の育児休暇取得率を該当者の10%以上とする。

【対策】

令和8年1月から随時

- ・職員会議や職員研修会等で取得に向けた周知を行う。
- ・育児休業取得に当たっての男性職員の不安感を解消する。(過去に育児休業を取得した男性職員の経験談の共有等)

目 標 2

職員一人当たりの各月ごとの法定時間外・休日労働時間5時間以下を目指し、業務へ取り組んでいく。

【対策】

令和8年1月から随時

- ・職員会議等で法定時間外取得状況等を説明し、削減に向けた社内啓蒙を継続的に行う。
- ・会計担当者会議(年2回)で法定時間外取得状況等を把握し、削減に向けた対策等を協議して職員に周知する。

目 標 3

全職員の有給休暇取得率を10%以上にする。

【対策】

令和8年1月から随時

- ・有給休暇を取得できるよう社内啓蒙を継続的に行う。
- ・時間単位年休の取得を促す。